○○短期入所療養介護事業運営規程

　（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する○○短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護事業等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な短期入所療養介護等を提供することによって、利用者の療養生活の質の向上及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、利用者の介護又は介護予防を目的として、事業所において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。

２ 短期入所療養介護事業等の事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

３　前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。

４　短期入所療養介護事業等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 　・・・

二 所在地 徳島県・・・

　（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　　　　　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　医師　　　　　　○名以上

医師は、利用者の心身の状況に応じて適切かつ妥当な診療及び指導を行う。

　三　薬剤師　　　　　○名以上

　　　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行うほか、服薬指導を行う。

　四　看護職員　　　　○名以上

看護職員は、適切な技術を持って、必要な看護の提供を行う。

五　介護職員　　　　○名以上

介護職員は、適切な技術を持って、必要な介護の提供を行う。

　六　支援相談員　　　○名以上

　　　支援相談員は、利用者に対する各種支援及び相談の業務を行う。

　七　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士　○人以上

　　　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、必要なリハビリテーションの提供を行う。

　八　栄養士　　　　　○名以上

　　　栄養士は、必要な栄養管理を行う。

　（短期入所療養介護等の内容）

第５条　短期入所療養介護等の内容は、次のとおりとする。

一　看護及び医学的管理の下における介護

　二　機能訓練

　三　その他必要な医療

　四　食事及びその他のサービス

　（短期入所療養介護等の利用料その他の費用の額）

第６条　短期入所療養介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該短期入所療養介護等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　前項に規定する利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

　一 食事の提供に要する費用　○○円／日　（朝食○○円、昼食○○円、夕食○○円）

　二 滞在に要する費用　○○円／日

　三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用　○○円／日

　四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用　○○円／日

　五 理美容代　○円／回

　六　前各号に掲げるもののほか、短期入所療養介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものの費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの （例： ○○費　　○○円／日）

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して金額等を明示した文書により説明を行い、書面により同意を得るものとする。

　（通常の送迎の実施地域）

第７条　通常の送迎の実施地域は、○○市、○○町及び○○町とする。

　（サービス利用に当たっての留意事項）

第８条　利用者は、短期入所療養介護等の利用に当たって次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

一 利用者は事業所の規律を守り、喧嘩、口論又は暴行等他の利用者の迷惑となるような行為をしてはならない。

二　利用者は事業所の設備及び備品の利用にあたっては、職員の指示又は設備等の取扱要領に従い、適正な方法により当該設備等を使用するとともに、事故のないよう細心の注意を払うこと。

　三　利用者は火気の取扱いに十分留意すること。

四　利用者は事業所内の環境衛生を害する行為をしてはならない。

　（非常災害対策）

第９条　消防法に規定する防火管理者を設置し、消防、風水害その他災害に対処するための計画を作成させるとともに、当該計画に基づき、次に掲げる訓練等を行う。

　一　消火、通報、避難及び救出等の訓練 年○回

　二　消防設備、施設等の点検及び整備　年○回

　三　従業者等に対する火気取扱い等に関する指導・監督

　四　その他非常災害対策上必要な対策

（虐待防止に関する事項）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第１１条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○箇月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

３　事業所は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、○○法人○○と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

この規程は、平成　　年　月１日から施行する。

　この規程は、令和　　年　月１日から施行する。